

## 狩猟鳥獣の捕獲に係る規制（制度及び規制の実施状況）

### 国が行う狩猟鳥獣の捕獲禁止又は制限（猟法の制限は除く）の状況

禁止・制限対象鳥獣名	禁 止 制 限 の 内 容			備 考
	禁止・制限の別	禁止・制限の期間又は頭羽数の制限	禁止・制限の区域	
ウズラ	禁止	自 平成24年 9月15日 至 平成29年 9月14日	全国の区域（放鳥獣をされたウズラの捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	第12条第1項による施行規則第10条第1項
ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジ（亜種コウライキジを除く。）の雌	禁止	”	全国の区域（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	”
ヒヨドリ	禁止	”	東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域	”
ツキノワグマ	禁止	”	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	”
シマリス	禁止	”	北海道の区域	”
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクログアモ	制限	1日当たり合計して5羽（網を使用する場合にあっては、法第11条第2項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽）	猟区の区域外	第12条第1項による施行規則第10条第2項
エゾライチョウ	制限	1日当たり2羽	猟区の区域外	”
ヤマドリ及びキジ	制限	” 合計して2羽	猟区の区域外	”
コジュケイ	制限	” 5羽	猟区の区域外	”
バン	制限	” 3羽	猟区の区域外	”
ヤマシギ及びタシギ	制限	” 合計して5羽	猟区の区域外	”
キジバト	制限	” 10羽	猟区の区域外	”
ニホンジカ	制限	” 1頭	猟区の区域外	”